

○工藤正晴（政策研究大学院大／NTTデータ），前田知子，隅藏康一（政策研究大学院大）

## 1. はじめに

現在、商用・研究等の目的を問わず、様々な分野でデータベースの構築および利用が行われているが、たとえ「情報の選択又は体系的な構成」（著作権法・第12条の2第1項）により「データベースの著作物」すなわち著作権法で保護されても、「該当するデータベースに格納されているデータ」（データベース内のデータ）自体については、同法の保護対象とはならない。

しかしながら、これらのデータに加えて「データベースの著作物」とは認められない「創作性のないデータベース」についても、データ収集および入力等の関連作業に労力、時間および金銭が費やされており、このような「額に汗（sweat of the brow）」を保護すべく、著作権等の対象外であるデータベースの不正利用に対して、第1に現時点での救済として、「不法行為責任」（民法第709条）に基づき、事後的な損害賠償責任を認めた裁判例（平成14年3月28日・東京地裁 平成8年(ワ)10047号等）もある。一方で、今後検討されるべき保護手段として、第2にこれらデータベースの不正利用にも「不正競争」（不正競争防止法・第2条）に基づいて、侵害行為を迅速に抑止する「差止請求権」を認めてより厚く保護すべき、そして第3に、一定の条件を満たせば創作性のないデータベースも含めた「データベース内のデータ」自体等を「sui generis（スイジェネリス）<sup>1</sup>権（「データベース権」）」に基づいて、その構築された時点から権利付与によって、さらに厚く保護すべきという議論もなされている。ここではデータベース保護として、第1の事後的な不法行為責任のみでは不十分であるとの問題意識から、第2（不正利用の規制）および第3（「データベース権」の付与）による保護の検討を行うこととする。

## 2. 主要各国の動向

(1) 米国：情報のデータベース収集物不正利用法案（H.R.3261）（不正競争[不正利用]を規制するアプローチ）

① 概要 米国では1995年の「データベース投資および知的財産権の侵害禁止法案」（House of Representatives[H.R.]3531）、1997年ならびに1999年の「情報収集物の不正利用禁止法案」（H.R.2652ならびにH.R.354）および2003年の「情報のデータベース収集物不正利用法案」（H.R.3261）等で、いずれもデータベースの不正利用を規制するアプローチを採用しているが、最終的には全て廃案となっている。したがって、米国では未だデータベースの不正利用に関する法律は制定されていないが、参考に「情報のデータベース収集物不正利用法案」の規定内容を以下に紹介する。

② 詳細（関連部分の抜粋）

ア) データベースの定義（同法案・第2条第5項）：

情報提供目的で構築された、1箇所または単一ソースにまとまった多くの各情報項目の収集物

イ) データベースに関する不正利用の責任（同法案・第3条）：

- (a) 該当のデータベースが、金銭的リソースまたは時間の相当な捻出を経て、構築、収集またはメンテナンスされている
- (b) 該当のデータベース商用での無許可利用が、いわゆる最新のホットニュース等で発生しており、かつ

<sup>1</sup> sui generis（スイジェネリス）とは、「独自の」を意味するラテン語

複数のデータベースへのアクセスを提供する製品、サービスまたはデータベースそのものに損害を与えている

- (c) 原告の労力にただ乗り行為を可能とすることによって、該当のデータベースの存在または品質が相当なレベルで脅かされるため、関連する製品またはサービスを実施するインセンティブが下がっているという(a)～(c)の条件を全て満たす場合、該当データベースの実質部分を無許可であることを知りながら、他者に提供している全ての者は、「第7条（民事的救済）」（損害賠償等）に関する責任を有する

ウ) データベースに関する民事的救済の例外

- (a) 許される利用行為（同法案・第4条）：

独自に構築または収集した情報、非営利団体・教育機関・科学機関・研究機関による商用利用行為、ハイパーリンク、およびニュースのレポート

- (b) 適用除外（同法案・第5条）：

政府の情報など

(2) EU：EU データベース保護指令（「データベース権」を付与するアプローチ）

- ① 概要 EU では 1992 年のファースト・ドラフト、1993 年の修正案などを経て、1996 年 3 月に欧州議会および評議会によって、EU データベース保護指令が策定され、同地域で「データベース権」が認められることになり、当時の EU 加盟国は同指令に基づき 2001 年までに各国法の整備を実施した。

② 詳細（関連部分の抜粋）

ア) データベースの定義（同指令・第1条第2項）：

個々の著作物、データその他の素材を体系的または方法論的に従って配列した収集物で、電子的またはその他手段によって、個別のアクセスが可能なもの

イ) 「データベース権」（同指令・第7条）：

質的・量的に相当なレベルの投資が明らかなデータベースの構築者に対して、該当するデータベースの内容の「抽出」（手段および形態を問わない恒久的または一時的移動・コピー）および「再利用」（不特定多数の当事者に利用を可能とする全ての形態）を防止する権利を付与する

ウ) 「データベース権」の例外（同指令・第9条）：

- (a) データベース以外の編集著作物の内容に関する私的な「抽出」  
(b) 出典の明示および非商用での正当性という条件を満たした、教育または科学的研究目的での「抽出」  
(c) 公共の安全、または行政上もしくは司法上の手続を目的とした「抽出」および「再利用」

(3) 日本：「データベース権」を付与するアプローチも含めた検討へ

日本では、1990 年代後半に産業構造審議会で不正競争防止法に基づく保護が検討されたが、当時の議論では結論は出なかった。しかし 2004 年 10 月より、再び同審議会の知的財産部会・不正競争防止小委員会で、創作性のないデータベースの保護に関する検討が開始され、結論として「sui generis（スイジェネリス）型の保護の導入も含め検討を進める」（同小委員会「不正競争防止法の見直しの方向性について(案)」）とされた。

そして、2005 年 6 月に公表された「知的財産推進計画 2005」では、以上の結論に加えて「2005 年度から、データベースの保護の在り方について改めて検討し、必要に応じ制度を整備する…（文部科学省、経済産業省）」という、ある程度具体的なスケジュールおよび実施当事者等も追加されており、実際の検討開始が待たれているところである。

このように「sui generis (スイジェネリス) 型」つまり「データベース権」も含めた保護が日本でも今後本格的に検討されることになったが、まずはデータベースに関して不正利用の規制という観点では、すでに幾つか検討がなされている<sup>2</sup>ものの、「データベース権」に関する検討は、不正利用の規制に比較すれば、途上段階にあるものとも考えられる。

### 3. 「データベース権」に関するアンケート調査の実施

#### (1) 経緯

したがって、これら不明な部分にスポットを当てるべく、ゲノム研究分野においては塩基配列データに代表される膨大な量のデータベースを研究活動の中で活用する必要があること、および研究者自身がデータベースの構築に関わることが多いことに着目して、同分野をまずは対象として「データベースに関するアンケート」を実施することとした。

#### (2) 「データベースに関するアンケート」の実施

① **実施概要** データベースの構築・使用およびデータ登録の実態把握を主な目的とし、「データベース権」に関しては、「同権利の保護によるインセンティブ」（データベース構築者からの観点）および「同権利の保護によるデータベース利用への影響」（データベース利用者からの観点）について、選択式回答を中心にアンケート調査を実施した。

また本アンケートは、具体的には「文部科学省 科学研究費補助金 特定領域研究『ゲノム』4領域 2005年合同班会議」（富山国際会議場・非公開会議）に参加した研究者・約 500 名を対象として、同会議期間中の 2005 年 9 月 6～8 日に調査を実施し、合計で 138 名から有効回答を得た。

#### ② 結果概要（「データベース権」に関連する部分）

以上の有効回答のうち、本アンケートの間 10（「データベース権」保護によるデータベース公開のインセンティブ）および間 11（「データベース権」保護によるデータベース利用への影響）の各回答（有効回答人数 135 名）および全体に占める割合を以下の表に示した。

【表】「データベースに関するアンケート」の「データベース権」についての回答結果（全体）

間10: データベース内のデータ自体を「データベース権」として保護することによるデータベース公開のインセンティブについて	人数	全体に占める割合	間11: データベース内のデータ自体を「データベース権」として保護することによる研究利用への影響について	人数	全体に占める割合
ある程度なと思う	54名	40.0%	データベースが利用しづらくなる	53名	39.3%
どちらともいえない	40名	30.0%	どちらともいえない	45名	33.3%
非常になると思う	20名	14.8%	データベースの公開が進み、利用しやすくなる	26名	19.3%
あまりなるとは思わない	16名	11.9%	分からない	11名	8.2%
殆どなるとは思わない	5名	3.7%			

※ 今回のアンケートで示したパーセント数値は小数点第 2 位を四捨五入しているため、各項目合計が 100.0%にはならない場合がある。

<sup>2</sup> 例えば、「データベースの剽窃物の譲渡禁止－不正競争防止法による行為規制型保護の可能性－」（経済産業省 奈須野 太氏）（「知財ぶりずむ」[No.35 Vol.03]）（(財)経済産業調査会）（2005 年）など

その結果概要としては、データベース構築者（権利者）サイドの『データベース権』保護によるデータベース公開のインセンティブについて、「ある程度なると思う」および「非常になると思う」の合計が約55%にのぼった。一方で、利用者サイドへの影響では40%近い研究者が「同権利によって、データベースが利用しづらくなる」点を指摘しており、今回のアンケート調査では『データベース権』によるデータベース保護は、構築者に一定のインセンティブは与えるが、同時に他者利用も制限されるのではないか」という意識が示されたものと考えられる。また「データベース権」の概念が日本でも、未だにあまり明確ではないことを反映してか、問10・11の双方において「どちらともいえない」にそれぞれ30%程度の回答があった。

さらにデータベース利用者サイドに該当する研究者（利用データベースの複製等による「抽出」、または「抽出」したデータも含めて、データベースの公開等による「再利用」を行った経験はあるが、自らデータベース構築に携わった経験がない研究者等：対象46名）に限定した回答では、『データベース権』の保護によるインセンティブ肯定が「非常になると思う」「ある程度なると思う」合計で31名（67.4%）、「データベースが利用しづらくなる」が22名（47.8%）と、いずれもそれぞれ全体より高い数値となった。一方、構築者サイドに該当する研究者（自らデータベース構築に携わった経験がある研究者等で、所属先の研究室等で非公開のデータベースが存在：対象28名）に限定した回答では、『データベース権』の保護によるインセンティブ否定が「あまりなるとは思わない」「殆どなるとは思わない」合計で10名（35.7%）、「データベースが利用しづらくなる」が14名（50.0%）と、むしろデータベース構築者に該当する研究者のほうが「データベース権」そのものに全体より否定的である、という結果となった。

#### 4. 今後の検討（予定）

##### (1) 「データベース権」の範囲および条件

今回のアンケートおよび各国文献調査で明らかになった結果等に基づき、「データベース権」のあるべき範囲および条件を明らかにすべく、実際の具体的事例も踏まえて、「データベースの全体的構成」および「データベース内のデータ」の区分がどのように可能であるかの検討に、まずは着手したいと考えている。

##### (2) 「データベース権」の制限

特に今回のアンケートで明らかになった、「データベース権」の保護でメリットを感じる利用者が20%未満しか存在しないことに関連して、欧米で規定されているような研究をはじめとした各利用行為の適用除外に関しても、その検討を行っていきたいと考えている。

##### (3) ゲノム研究に関する特段の考慮

ゲノム研究におけるデータベースの構築および利用については、研究用の血液サンプル提供者および研究解析データの利用で恩恵を受ける患者といった各当事者について、倫理面等も考慮しながら、制度設計上も望ましい「データベース権」の範囲および制限等の検討が今後できればと考えている。

以上

#### 【参考文献】

- ・ 'The Legal Protection of Databases' (Mr. Mark J. Davidson)(Cambridge University Press) (2003年)
- ・ 「データベース保護制度論—知的財産研究叢書6」  
(東北大学大学院法学研究科 蘆立 順美氏)((財)知的財産研究所)(2004年)
- ・ 「データベースの法的保護に関する動向調査」(<https://www.ipa.go.jp/SPC/report/03fy-pro/chosa/15-1029.pdf>)  
(財)データベース振興センター 武田 貞生氏など)((財)データベース振興センター)(2003年)
- ・ 「データベースの剽窃物の譲渡禁止—不正競争防止法による行為規制型保護の可能性—」  
(経済産業省 奈須野 太氏)(「知財ぷりずむ」[No.35 Vol.03])(財)経済産業調査会(2005年)